

## 様式第5号（教育実習実施計画に関する書類）

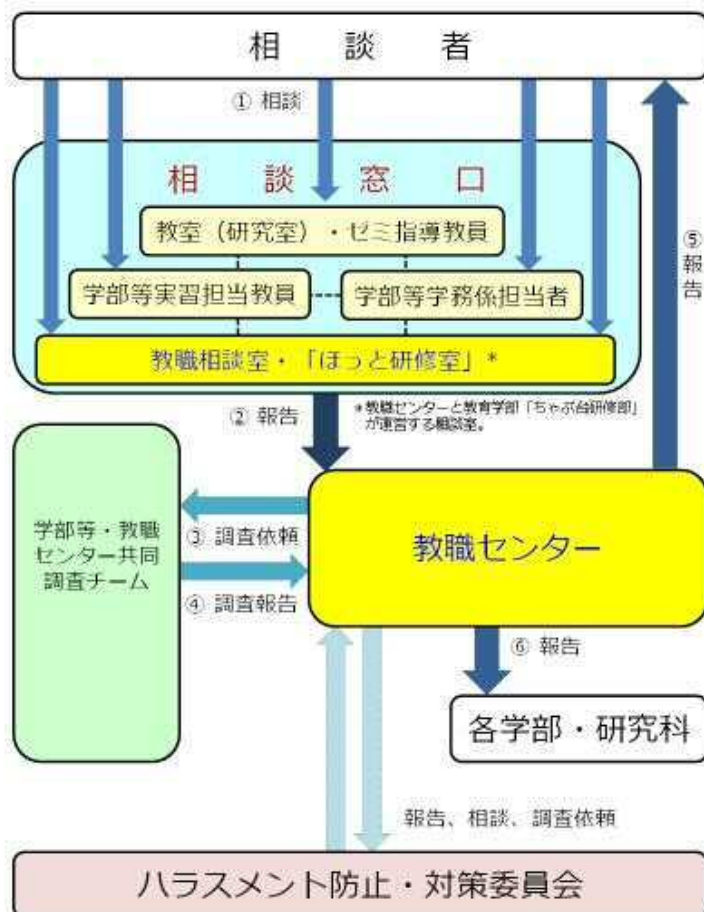
教 育 実 習 等 実 施 計 画	
1	教育実習等の内容及び成績評価等
①	教育実習等の時期 4年次 5月～10月
②	教育実習等の実習期間・総時間数 高等学校 2週間（80時間）
③	実習校の確保の方法 山口県教育委員会が指定する県内の高等学校から実習生が希望する実習校を選び、教育委員会を通じて内諾を得る山口県教育実習指定校制度による実習を行う。 学生の出身校における実習も可とするが、この場合、実習の前年度中に、大学から実習校に対して本学の実習計画を説明の上、承諾を得る。
④	実習内容 以下を通して、学校教育の実際を体験的、総合的に理解し、教育実践ならびに教育実践研究の基礎的な能力と態度を身につける。 1) 教育実習校教科担当・学級担当等の事前打ち合わせ 2) 実習校における講話指導（学級経営、学習指導、生徒指導、学級経営等） 3) 模範授業の参観、4) 教材研究、5) 実地授業、6) 学活指導
⑤	実習生に対する指導の方法 事前指導において、指導案、教材研究、教授法等について十分な指導を行うと共に、実習中は、実習担当教員が実習校を訪問し、指導を行う。遠隔地における実習の場合は、実習校と連携し、メール等で指導を行う。
⑥	実習の成績評価（評価の基準及び方法） 実習生の成績評価については、大学で定める様式により、実習校に依頼する。 実習校から出された成績に基づき、教育実習中の学習指導、学級指導、勤務態度等について、教育学部教育実習成績判定会議において総合的に評価を行う。
2	事前及び事後の指導の内容等
①	時期及び時間数 事前指導：4年次5月（26時間） 事後指導：4年次後期（4時間）
②	内容（具体的な指導項目） ＜事前指導＞ 1) 附属中学校教諭，山口県教育委員会派遣講師による講話指導 教育実習にあたっての心構え，高等学校に対する理解，学習指導，生徒指導，教育相談，人権教育 2) 附属学校における参観授業 3) 教科別指導 授業設計，実施，評価方法等について ＜事後指導＞ 1) 「教育実習を通じて指導者として学び得たこと」について，代表学生による発表 2) 発表内容を踏まえたグループ討議，報告 3) 振り返りによる学びをレポートに整理し，提出

③ 教育実習等におけるハラスメントの防止等に関する学生への指導（相談窓口の周知を含む）及び学内の相談体制等について

事前指導において、学校での教育実習やボランティア活動等におけるハラスメント防止について指導している。また、教育実習等において、ハラスメントを受けた場合の学内の相談体制を整備している。

#### 【学内の相談体制】

教育実習等ハラスメント防止・対策概略図



3 教育実習に関して連絡調整等を行う委員会・協議会等（以下「委員会等」という。）

① 大学内の各学部・学科等との連絡調整を行う委員会等

・ 委員会等の名称

実習の企画、評価に係る委員会等：「教育学部実習計画委員会」、「一般学部実習計画委員会」

実習の運営、実施に係る委員会等：「教職センター会議」、「教職課程委員会」

・ 委員会等の構成員（役職・人数など）

「教育学部実習計画委員会」及び「一般学部実習計画委員会」

教育学部長，副学部長，教育実習部員，幼児教育教室，特別支援教育，教育実践総合センター教員，附属学校（園）長，教頭，副園長，実習担当教諭，学務係長（一般学部実習計画委員会には，各学部の教務委員及び学務係長を含む。），事務担当

「教職センター会議」

センター長，副センター長（1名），企画開発部門主事（3名），学生支援部門主事（2名），アドバイザー（4名），地域連携部門主事（3名），学生支援部長，教育支援課長，教育学部事務長

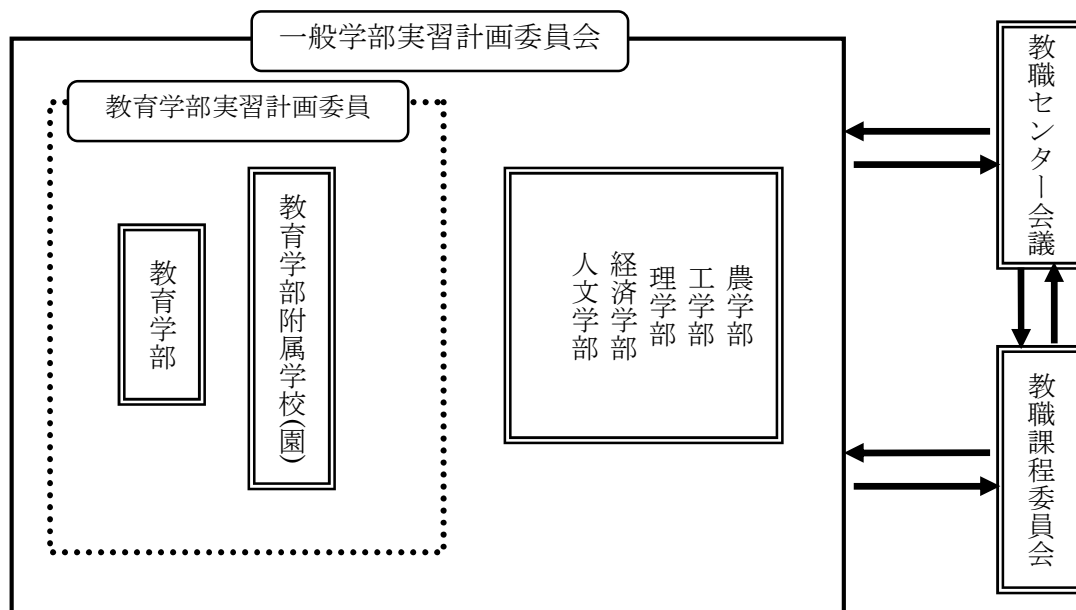
「教職課程委員会」

基礎となる免許状の課程認定を受けている学部（人文学部，教育学部，経済学部，理学部，工学部，農学部）から選出された大学教育職員（各学部2名，計12名），学生支援部教育支援課長，教職課程委員長が指名した者（2名）

・委員会等の運営方法

一般学部実習計画委員会は，年度当初に学内の教育実習担当者が一堂に会し，当該年度の教育実習の具体的実施方法を計画する。

【委員会の組織図】



② 大学外の関係機関（例：都道府県及び市区町村教育委員会など）との連絡調整等を行う委員会等（※学校体験活動を含む場合は、大学と学校との連携体制についても記載すること。）

・委員会等の名称

山口県教員養成等検討協議会

・委員会等の構成員（役職・人数など）

教員養成課程を有する山口県内全ての大学等から推薦された委員11名，市町教育委員会及び公立学校関係委員5名及び山口県教育委員会関係者3名の計19名。会長は，委員の互選により選出し，副会長は会長が指名する。

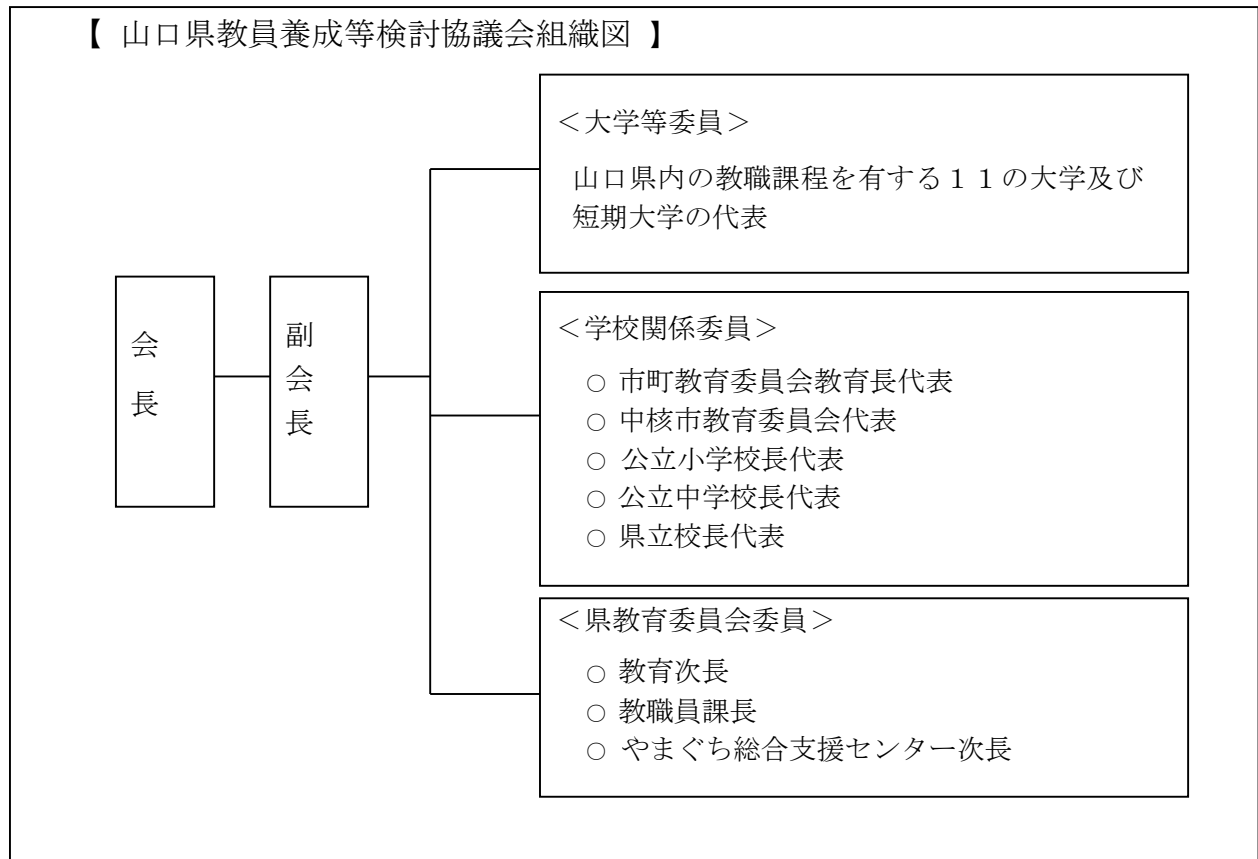
・委員会等の運営方法

必要に応じ，会長が協議会を招集する。

協議会の所掌事項は，以下のとおり。

- i) 大学等と連携した教員の養成のあり方に関する事。
- ii) 大学等と連携した教員の採用のあり方に関する事。
- iii) 大学等と連携した現職教員の育成に関する事。
- iv) その他，大学等と連携した取組に関する事。

## 【委員会の組織図】



## 4 教育実習の受講資格

1. 教職オリエンテーション（1年次後期実施）に参加済みであること。
2. 最初の教育実習までに以下に掲げる科目を修得済みであること。
  - ① 教職概論A 2単位 1年次前期開設 必修科目
  - ② 教育原論A 2単位 1年次前期開設 必修科目
  - ③ 教育課程論（カリキュラム・マネジメントを含む。）A 2単位 1年次後期開設 必修科目
  - ④ 各教科の指導法のいずれか1科目
  - ⑤ 教育法規A（2単位・2年前期開設・必修科目），教育場面の心理学A（1単位・2次前期開設・必修科目），特別支援教育A（1単位・2年次前期開設・必修科目）から2単位以上
  - ⑥ 生徒指導概論A（2単位・2年次前期開設・必修科目），教育方法学A（1単位・2年次後期開設・必修科目），授業におけるICT活用A（1単位・2年次後期開設・必修科目），特別活動A（1単位・2年次後期開設・必修科目），教育相談・進路指導A（2単位・3年次前期開設・必修科目），総合的な学習の時間指導法A（1単位・3年次後期開設・必修科目）から2単位以上
  - ⑦ 教科及び教科の指導法に関する科目（教科に関する専門的事項）から10単位

## 5 実習校

教育実習	体験活動		
○	×	教育委員会名	山口県教育委員会 高等学校：11校

令和7年2月25日

## 教育実習受入承諾書

国立大学法人山口大学長 殿

山口県教育委員会教育長  
繁吉 健志  
(公印省略)

令和7年2月19日付け口大教支第68号で依頼のありました、山口大学学生の教育実習について、受入実習校として協力することを承諾します。

## 別紙 1

## 貴教育委員会の管轄する高等学校数

学校数	11校
-----	-----

※ 令和6年5月1日現在の数をご記入ください。

※ 可能であれば、工業の教育実習を受入可能な学校数をご記入ください。（学校体験制度の指定校の数で構いません。）